

第六十七回国会 商工委员会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十六年十月十六日)(土曜日) (午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

- 委員長 鴨田 宗一君
理事 浦野 幸男君
理事 進藤 一馬君
理事 武藤 嘉文君
理事 岡本 富夫君
理事 阿本 利幸君
理事 三郎君
理事 大久保武雄君
理事 神田 博君
理事 左藤 恵君
理事 始関 伊平君
理事 田中 榮一君
理事 入田 貞義君
理事 増岡 博之君
理事 山田 久就君
理事 岡田 利春君
理事 中谷 鉄也君
理事 横山 利秋君
理事 近江巳記夫君
理事 麻生 良方君
理事 米原 昶君

昭和四十六年十一月五日(金曜日) 午前十一時五十九分開議

出席委員

- 委員長 鴨田 宗一君
理事 浦野 幸男君
理事 橋口 隆君
理事 中村 重光君
理事 吉田 泰造君
理事 左藤 恵君
理事 進藤 一馬君
理事 武藤 嘉文君
理事 岡本 富夫君
理事 大久保武雄君
理事 坂本三十次君

第一類第九号 商工委员会議録第一号 昭和四十六年十一月五日

- 塩崎 潤君
八田 貞義君
増岡 博之君
山田 久就君
加藤 清二君
横山 利秋君
松尾 信人君
羽田野忠文君
前田 正男君
松永 光君
石川 次夫君
川端 文夫君
田中 角榮君

出席政府委員

- 通商産業政務次官 稻村佐近四郎君
通商産業省貿易振興局長 外山 弘君
中小企業庁長官 高橋 淑郎君
商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

委員外の出席者

- 委員の異動
十月二十九日
辞任 田中 榮一君
補欠選任 永光君
同日 辞任 豊 永光君
補欠選任 櫻内 義雄君

十月十六日

- 兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助丸君外一名提出、第六十三回国会衆法第二九号)
寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案(辻原弘市君外十名提出、第六十五回国会衆法第一七号)
同月二十一日
国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に對する臨時措置に関する法律案(内閣提出第九号)

号)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
十一月一日

- 日米政府間繊維協定反対に関する請願(麻生良方君紹介)(第四五号)
同(石川次夫君紹介)(第四六号)
同(春日一幸君紹介)(第四八号)
同(竹本孫一君紹介)(第四九号)
同(中谷鉄也君紹介)(第五〇号)
同(岡本亮君紹介)(第五一号)
同(吉田泰造君紹介)(第五二号)
同(外十六件(吉田之久君紹介)(第五三三号)
同(池田禎治君紹介)(第八〇号)
同(西田八郎君紹介)(第八一号)
同(今澄勇君紹介)(第一六九号)
同(岡沢完治君紹介)(第一七〇号)
同(外二十七件(近江巳記夫君紹介)(第一七二号)
同(外六十三件(吉田泰造君紹介)(第一七二二号)
山村開発次期対策の早期実現に関する請願外十五件(上村千一郎君紹介)(第七三三号)
同(外九件(安倍晋太郎君紹介)(第七四号)
同(外二十九件(浦野幸男君紹介)(第七五号)
同(外三件(権名悦三郎君紹介)(第七六号)
同(外四十七件(正示啓次郎君紹介)(第七七号)
同(外六件(辻原弘市君紹介)(第七八号)
同(外二十件(松浦周太郎君紹介)(第七九号)
同(外八件(内海英男君紹介)(第一四三三号)
同(外六件(小澤太郎君紹介)(第一四四号)
同(外一件(角屋堅次郎君紹介)(第一四五号)
同(櫻内義雄君紹介)(第一四六号)
同(外二百六十五件(笹山茂太郎君紹介)(第一四七号)
同(外五件(藤田弘作君紹介)(第一四八号)

号

- 同(外九件(藤尾弘吉君紹介)(第一四九号)
同(外二件(橋本龍太郎君紹介)(第一五〇号)
同(外二件(藤波孝生君紹介)(第一五一号)
同(外一件(古屋亨君紹介)(第一五二号)
同(外十七件(前田正男君紹介)(第一五三三号)
同(外十八件(毛利松平君紹介)(第一五四号)
同(外三十件(山本幸雄君紹介)(第一五五号)
米国の輸入課徴金制度等に伴う中小企業対策に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第二〇八号)
同月二日
日米政府間繊維協定反対に関する請願(受田新吉君紹介)(第二一九号)
同(川端文夫君紹介)(第二二〇号)
同(和田春生君紹介)(第二二二号)
山村開発次期対策の早期実現に関する請願外一件(安倍晋太郎君紹介)(第三五九号)
同(外二十二件(上村千一郎君紹介)(第三六〇号)
同(大久保武雄君紹介)(第三六一号)
同(外一件(鈴木善幸君紹介)(第三六二号)
同(外二十三件(砂原格君紹介)(第三六三三号)
同(外十件(田中龍夫君紹介)(第三六四号)
同(外十三件(野原正勝君紹介)(第三六五号)
同(外五十八件(早川崇君紹介)(第三六六号)
同(外十四件(藤井勝志君紹介)(第三六七号)
同(外三件(坊秀男君紹介)(第三六八号)
金属鉱山の維持振興対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四〇四号)
不況対策に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四〇五号)
米国の輸入課徴金制度等に伴う中小企業対策に関する請願(藤井勝志君紹介)(第四〇九号)
同月四日
山村開発次期対策の早期実現に関する請願外五件(奥野誠亮君紹介)(第四四一号)
同(外十四件(大村襄治君紹介)(第四四二二号)

- 同外一件(岡田利春君紹介)(第四四三号)
 - 同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第四四四号)
 - 同外五件(金子一平君紹介)(第四四五号)
 - 同外八件(篠田弘作君紹介)(第四四六号)
 - 同外五件(椎名悦三郎君紹介)(第四四七号)
 - 同(中井徳次郎君紹介)(第四四八号)
 - 同外二件(林義郎君紹介)(第四四九号)
 - 同(古屋亨君紹介)(第四五〇号)
 - 同外九件(松野幸泰君紹介)(第四五一号)
 - 同外十件(安田貴六君紹介)(第四五二号)
 - 同外二件(阿部文男君紹介)(第四五三号)
 - 同外二件(小沢一郎君紹介)(第四五四号)
 - 同外三件(角屋堅次郎君紹介)(第四五五号)
 - 同外七件(鍛冶良作君紹介)(第四五六号)
 - 同外五十件(正啓啓次郎君紹介)(第四五七号)
 - 同(瀬野栄次郎君紹介)(第四五八号)
 - 同外三件(野呂恭一君紹介)(第四五九号)
 - 同外六件(松本十郎君紹介)(第四六〇号)
 - 日米政府間組織維協定反対に対する請願(佐々木良作君紹介)(第四六二号)
 - 同(西尾末廣君紹介)(第四六四号)
 - 同(岡本富夫君紹介)(第四六五号)
 - 同外一件(西田八郎君紹介)(第四六六号)
- は本委員会に付託された。
- 本日の會議に付した案件
 小委員会設置に関する件
 國政調査承認要求に関する件
 國際經濟上の調査措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案(内閣提出第九号)
- 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
- 鴨田委員長 これより會議を開きます。
 國政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。
 すなわち、
 通商産業の基本施策に関する事項

經濟總計画に関する事項
 公益事業に関する事項
 鉱工業に関する事項
 商業に関する事項
 通商に関する事項
 中小企業に関する事項
 特許に関する事項
 私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
 鉱業と一般公益との調整等に関する事項
 各事項につきまして、本会期中國政に関する調査を行なうため、議長に対し、承認要求を行なうこととし、その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり」

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さようきまりました。

○鴨田委員長 内閣提出、國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案
 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案
 業に対する臨時措置に関する法律案

(目的)
 第一条 この法律は、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の國際經濟上の調整措置の実施により事業活動に支障を生じている輸出取引に關連のある中小企業者に対し、經營の安定を図るための措置を講ずるとともに、あわせて事業の転換に際しこれを円滑にするための措置等を講じ、もつて國民經濟の健全な發展に資することとする。

(定義)
 第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の總額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
 二 資本の額又は出資の總額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの
 三 資本の額又は出資の總額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合
 五 協業組合
 六 事業協同組合又は協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

(認定)
 第三条 中小企業者は、次の各号の一に該当することについてその住所を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。
 一 その業種の事業活動が全国的に輸出取引に密接な關連を有すると認められる業種であつて、アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課、本邦における外國為替相場の変動幅の制限の停止その他これらに準ずる國際經濟上の調整措置(以下この条において単に「調整措置」という)により、当該業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、当該事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣及び当該事業を所管

する大臣(以下「主務大臣」と総稱する。)が指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。
 二 前号の主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行ない、かつ、主務省令で定める基準に該当する中小企業者であること。
 イ 当該業種の事業活動の一部が特定の地域に集中して行なわれており、かつ、その地域内における当該業種の事業活動が輸出取引に密接な關連を有すると認められること。
 ロ 調整措置により、その地域内において当該業種に属する事業を行なう事業者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その地域内において当該業種に属する事業を行なう相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。
 三 前二号の主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行なう中小企業者であつて、調整措置により、その者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、又は減少する見通しがあるため、その事業活動に支障を生じていると認められるものであること。

2
 主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。
 (中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)
 第四条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第五十五号)第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条第一項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が主務省令で定める日前に

中小企業に対する臨時措置に関する法律
(昭和四十六年法律第 号)の施行に關
すること。

第四条第三項中「及び第七号の五」を、「第七
号の五及び第七号の六」に改める。

理由

アメリカ合衆国における輸入課徴金の賦課等の
国際経済上の調整措置の実施により、輸出取引に
関連のある中小企業者の事業活動に支障を生じて
いる実情にかんがみ、その経営の安定を図るため
の措置を講ずるとともに、あわせて当該中小企業
者とその事業の転換を行なう場合にこれを円滑に
するための措置等を講ずる必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法の一部を改正する法律

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一
部を次のように改正する。

第一条の二第八項第二号中「外国の政府、地方
公共団体若しくはこれらに準ずる者」を「外国政府
等」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条
第十項とする。

五 長期契約に基づき本邦に輸入される政令で
定める鉱物の開発に要する資金を調達するた
めに発行される外国政府等若しくは外国法人
(第三号に規定する外国法人を除く。以下こ
の号において同じ)の公債、社債若しくはこ
れらに準ずる債券又は外国政府等、外国法人
若しくは外国人に対する当該資金にあてられ
る長期貸付金に係る債権(以下「公債等」とい
う。)の取得

第一条の二中第七項を第九項とし、第六項の次
に次の二項を加える。

7 この法律において「輸出代金貸付契約」とは、
輸出契約に基づく輸出貨物(第五条の二第二項
の政令で定める貨物に限る。)の代金若しくは貸
付料又は技術提供契約に基づく技術若しくは勞

務の提供の対価の支払にあてられる資金を外国
の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる
者(以下「外国政府等」という。)、外国法人又は
外国人に貸し付ける契約であつて、政令で定め
る事項について定めがあるものをいう。

8 この法律において「輸出代金貸付者」とは、輸
出代金貸付契約の当事者であつて、資金を貸し
付けるものをいう。

第三条第八号中「外国の政府若しくは地方公共
団体又はこれらに準ずる者(以下「外国政府等」と
いう。)」を「外国政府等」に改める。

第五条の二第二項中「(輸出貨物について生じた
損失を除く。又は)を(仕向国における戦争、革
命又は内乱により輸出貨物について生じた損失以
外の輸出貨物について生じた損失を除く。)」に改
め、「対価を回収することができないことにより

受ける損失の下に」又は輸出代金貸付者が輸出代
金貸付契約に基づいて資金を貸し付けた場合に次
の各号の一に該当する事由によつて当該貸付金を
回収することができないことにより受ける損失」
を加え、同項第二号中「仕向国」を「外国」に改め、
同項第三号及び第四号中「又は技術提供契約」を
「技術提供契約又は輸出代金貸付契約」に改め、
同項第五号中「又は技術提供契約」を「技術提供
契約又は輸出代金貸付契約」に、「又は技術提供
者」を「技術提供者又は輸出代金貸付者」に改め
る。

第五条の三第一項中「又は技術提供契約」を「技
術提供契約」に改め、「提供の対価」の下に「又は輸
出代金貸付契約に基づく貸付金」を加え、「又は対
価の決済」を若しくは対価の決済又は貸付金の償
還」に改め、「において決済」の下に「又は償還を
加え、「又は対価の部分」を「若しくは対価又は貸
付金の部分」に改める。

第五条の四中「又は技術提供者が決済期」を「若
しくは技術提供者又は輸出代金貸付者がそれぞれ
決済期限又は償還期限」に、「決済期後」を「決
済期限又は償還期限後」に、「又は対価」を「若しく
は対価又は貸付金」に改め、同条第二号中「決済

期」を「決済期限又は償還期限」に改める。

第五条の五中「又は技術提供者」を「技術提供
者又は輸出代金貸付者」に、「又は当該技術提供契
約」を「当該技術提供契約」に改め、「対価」の下
に「又は当該輸出代金貸付契約に基づく貸付金」を
加える。

第五条の六中「又は技術提供者」を「若しくは技
術提供者又は輸出代金貸付者」に、「決済期」を「決
済期限又は償還期限」に改める。

第十四条の二第二項第一号中「若しくは社債等」
を「社債等若しくは公債等」に改め、同項第二号
中「第一条の二第八項第四号」を「第一条の第二十
項第四号」に改め、同項第四号中「若しくは社債
等」を「社債等若しくは公債等」に改め、同項に
次の一号を加える。

五 第一条の二十項第五号に掲げる海外投資
について、次のいずれかに該当する事由が生
じたこと(第二号に掲げるものを除く。)

イ 海外投資の相手方の破産
ロ 海外投資の相手方の公債等に係る債務の
六月以上の履行遅滞(海外投資を行なつた
者の責めに帰することができないものに限
る。)

第十四条の三第一項中「第三号までの一」を「第
三号まで又は第五号のいずれかに」、「又は同項第
二号の損害」を「同項第二号の損害又は同項第五
号の事由」に改め、同条第三項第一号及び第二号
並びに第四項中「第三号までの一」を「第三号まで
又は第五号のいずれかに」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

理由

輸出信用供与方式の多様化及び鉱物資源の安定
的な輸入を確保することの重要性にかんがみ、輸
出代金保険の付保の対象範囲を拡大し、及び本邦
に輸入される鉱物資源の開発に要する資金の外国
法人に対する貸付け等を海外投資保険の付保の対
象とする等輸出保険制度の改善を図る必要があ

る。これが、この法律案を提出する理由である。

○田中商務大臣 国際経済上の調整措置の実施に
伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律案に
つきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し
上げます。

去る八月十六日、ニクソン米大統領により発
表された輸入課徴金等の新経済政策、また、その
影響のもとに行なわれたわが国における外国為替
相場の変動幅の制限の停止は、わが国経済に大き
な影響を及ぼすものと考えられますが、中でも、
企業体質に脆弱性を残し、経済環境の変化により
影響を受けやすい中小企業は、輸出関連企業を中
心として、特に深刻な影響をこうむることが憂慮
されております。

政府といたしましては、このようなわが国経済
の現状にかんがみ、この際、敏速、かつ、機動的
に施策を講じつつ事態に対処することこそが、国
民経済の安定的運営と円滑な成長、発展をはかる
ため重要かつ緊急な課題であると考える次第であ
ります。

このため、去る九月二十三日の閣議におきまし
て、米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の
緊急中小企業対策に関する決定を行ない、そのう
ち為替取引円滑化措置、緊急融資等行政的にとり
得る措置についてはすでに実施したところであり
ます。本法律案は、この閣議決定の内容中法律的
措置を要する事項及びその他必要な対策の迅速か
つ適切な実施をはかるため、立案されたものであ
りまして、その概要は次のとおりであります。

本法律案におきましては、まず第一に、かかる
国際経済上の調整措置により相当数の中小企業者
がその事業活動に支障を生じている業種または産
地を告示により指定し、この指定に基づき、都道
府県知事が今回の事態により影響を受けた中小企
業者を認定中小企業者として認定することといた
します。また、指定された業種または産地に属さ
ない中小企業者であっても、個別企業として判断

る。これが、この法律案を提出する理由である。

した場合において、国際経済上の調整措置により、影響を受けていると認められる場合には、同じく都道府県知事の認定を受けることができることといたします。これらの認定中小企業者を対象として、中小企業設備近代化資金の償還期間の延長措置及び中小企業信用保険の特例措置を講ずることにより、その経営の安定をはかることとしたのであります。

第二に、この事態に際し、事業の転換を行なおうとする認定中小企業者は、都道府県知事から転換計画が適当である旨の認定を受けることができ、ることとなつております。政府は、これら転換を行なう認定中小企業者に対し、資金の確保、税制上の特例措置及び中小企業信用保険の特例措置を講ずることにより、その転換を円滑に進めることといたしておるのであります。

第三に、政府は、認定中小企業者が行なう事業に従事していた者に対して、職業訓練の実施、就職のあっせんその他雇用の促進に関する措置を講ずるようつとめることといたしてしております。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

今後ともわが国が経済の国際化をはかり、世界経済と調和のとれた発展を遂げていくためには、発展途上諸国に対する経済協力の充実、資本自由化、輸入自由化等の推進並びに将来にわたって輸出構造の高度化を進めていかなければなりません。なかんずく、今後の輸出構造の高度化の中心をなすところのプラント輸出につきましては、わが国の国際競争力は、一部機種を除き、まだ脆弱であり、輸出信用面での諸国との競合に対処する必要があります。また、発展途上国の便宜も考慮し、その開発プロジェクト推進に協力するため

には、輸出信用供与方式の多様化をはかつていく必要があります。

さらに、わが国の経済発展の基盤たる鉱物資源につきましても、海外依存度の上昇等にかんがみ、経済規模の拡大に即応し、その長期かつ安定的な輸入の確保をはかつてまいる必要がありますが、その際には、資源保有国の経済政策、資源開発政策と調和のとれた資源開発という観点に立つた海外投資の推進が必要であると考えられます。

南北問題の進展とわが国の国際的地位の向上に伴い、前述のように経済協力の推進は、わが国対外経済政策の重要な課題となっておりますが、輸出信用の供与、海外投資は、その一環として位置づけられるものであり、この面からも輸出信用供与方式の多様化、海外投資の促進をはかる必要性は高まっております。

以上、述べましたことは、先般、政府において決定いたしましたいわゆる八項目対策においても触れられておるところであり、そのすみやかな実施をはかることが今後のわが国対外経済政策にとりまして重要な課題となっております。

輸出保険制度は、輸出、海外投資等の対外取引に伴って生ずる種々の危険負担を分散し、軽減することによってわが国対外取引の健全な発達をはからうとするものであります。現行の制度は、以上述べたような今日の国際環境下におけるわが国対外取引の実態に十分対応し切れない面があり、かねてより各界からもその拡充、改善を強く要請されておるところであります。

このような実情にかんがみ、現行の輸出保険制度に所要の改正を加えることとし、本改正案を提案した次第であります。

次に改正案の内容を御説明いたします。改正案の第一は、輸出代金保険の改正であります。現行法におきましては、輸出代金保険の対象は、プラント類の延べ払い輸出、いわゆるサブライヤーズクレジットに限られておりましたが、これに加え、輸出信用供与方式の多様化をはかる観点から、本邦から輸出される貨物の代金決済に充

てるための本邦からの貸し付け、いわゆるバイヤーズクレジットについても、新たに付保の対象とすることといたしました。これにより現行の延べ払い輸出に伴う代金等の回収不能の場合と同様、バイヤーズクレジット及び輸出信用バンクローンに伴う貸し付け金につきましても、非常危険及び信用危険による回収不能がてん補されるわけであります。

このほか、完成後引き渡し条件つき輸出契約につきましても輸出代金保険の改善をはかることといたしてあります。

改正案の第二は、海外投資保険の改正であります。現行法におきましては、付保の対象となる海外投資は、経営参加株式の取得、経営支配外国企業に対する貸し付け金等に限られておりましたが、これらに加え、海外鉱物資源確保の緊要性にかんがみ、長期契約に基づき輸入される鉱物の開発資金に充てられる非経営支配外国企業に対する長期貸し付け金を新たに付保の対象とすることといたしました。また、担保危険につきましても、新たに付保対象とした長期貸し付け金につきましては、政治危険のほか、信用危険を加えることとしております。

以上が今回の改正の概要であります。これらの法改正措置は、現在、成約困難となっているプラント輸出の成約促進、停滞している海外投資の活性化につながるものとなり、その意味からも本国会に急ぎ提案をした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○鴨田委員長 両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○鴨田委員長 この際、小委員会設置の件について

ておはかりいたします。

先刻の理事会で御協議願いましたとおり、前国会同様、小委員十五名よりなるエネルギー・鉱物資源問題小委員会並びに流通問題小委員会を、それぞれ設置することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任、補欠選任等に関しましては、あらかじめ委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次回は公報をもってお知らせすることといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

商工委員会議録第四号中正誤

へ	段	行	誤	
一〇	一	末	七	かつて
一〇	二	三		裏である
一六	四	末	三	あるいは
				かつて
				裏がある
				あるいは
				正

第一類第九号

商工委員会議録第一号

昭和四十六年十一月五日

昭和四十六年十一月十一日印刷

昭和四十六年十一月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局